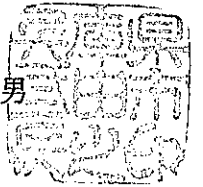


兵庫県福祉4団体  
代表者 柳田 洋 様

三田市長 森 哲 男



要望書について（回答）

師走の候、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、令和2年11月24日付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 介護施設、保育所・学童保育所、障害福祉施設等に関わる職員に、直ちにPCR検査が実施出来るよう検査体制を抜本的に拡充し、感染が疑われる人はもちろん、希望する人にも公費でPCR検査が受けられるようにしてください。（健康増進課）

現在、PCR検査は、不安感の解消などによる自由診療などを除くと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図るためには、主に、発熱等の症状から、医師が総合的に判断して、感染が疑われる方を対象に行う場合と、濃厚接触者やクラスター（集団感染）等の関係者に対して、保健所が感染の可能性を判断して実施する場合の大きく二つに分けて、検査が実施されております。今冬の季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症との同時流行に備え、市民の方ご自身が、地域の身近な医療機関であるかかりつけ医等に電話相談いただき、診療・検査体制の整った医療機関に受診できる体制が整えられ、「発熱等診療・検査医療機関」として現在、市内では11医療機関が県の指定を受け、診療等を開始されているところです。一方、かかりつけ医等がわからなかったり、相談先に迷ったりする場合には、保健所内にある発熱等受診・相談センターや県の新型コロナ健康相談センターに相談いただき、そこから案内を受け、指定された医療機関で受診していただける仕組みとなっております。

「発熱等診療・検査医療機関」において医師の判断により行われるPCR検査については、行政検査として無料で実施されており、これに加えてその他の検査について三田市として補助を行うことは考えておりません。

- 2 介護・福祉、保育・学童保育事業は「三密」が避けられません。安心し、ゆとりをもって事業ができるよう、それぞれの設置（運営）基準を改善してください。（介護保険課、いきいき高齢者支援課、保育振興課、健やか育成課）

介護施設における運営基準は、国の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）や市指定の地域密着型サービスにかかる市条例等によって定められております。これは、介護保険事業を実施するにあたっての人員や設備、運営に関することを定めております。これについては、新型コロナウイルス感染症の拡大

に伴い、厚生労働省通知によって臨時的な取扱いが随時発出され、状況に応じた柔軟な取扱いが示されており、基準そのものの変更ではなく、取扱いの変更によって対応が図られていると考えております。また、「三密」の回避のために基準を変更することは、内容や事業所の状況によって、事業所の対応が難しい場合や、運営に支障が生じるケースも想定されます。このような点から、感染症対策については、各事業所の状況に応じた対策が必要であると考えます。

保育所等の「設置（運営）基準」は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）により規定されています。これは、保育に必要な設備や面積、保育士の人数などを定めたものであり、その変更にあたっては国において十分な議論が必要です。また、保育現場においては、子どもと身体接触をせず、一定の距離を保つことは、ほぼ不可能な状況にあることから、基準の改善が「三密」の回避につながることは、必ずしも言えないと考えられます。また、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の「設置（運営）基準」は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生省令第63号）に基づき、市の条例により規定されています。これは、放課後児童健全育成事業を行うにあたり、必要な設備や面積、支援員の人数などを定めたものであり、その変更にあたっては国において十分な議論が必要です。こうした状況下においては、マスクの着用や手指の消毒、一定の時間毎の換気といった可能な限り「三密」を回避する取り組みにより、適切な感染症対策を講じながら保育することが重要であることから、国において新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により、各施設への補助金を予算化されたものと考えます。

三田市といたしましては、衛生用品の提供や、各種補助等の実施により、物品や金銭面での支援を実施しながら、事業従事者や利用者の安全、事業継続にかかる支援を実施してまいります。

### 3 国として保育・学童保育関係者も含め福祉職員に対し、一時金を支給してください。なお所得税がかからないよう配慮をしてください。（保育振興課、健やか育成課）

国は、令和2年度の第二次補正予算で、医療従事者や介護施設、障害者福祉施設等の従事者に対する慰労金を支給しました。一方、保育士等については、保育所等の利用者（児童）が感染したとしても重症化リスクが高いとはいえないこと及び利用者数にかかわらず運営費が通常通り支給されていることから、慰労金の支給対象としませんでした。また、保育所等の児童福祉施設については、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金で、かかり増し経費について補助を行うこととしました。

なお、そうした状況を受けて、三田市ではコロナ禍での業務従事に対する慰労と継続して業務に従事することを奨励し、待機児童対策を進めるため、慰労・奨励金を給付する補正予算案を、令和2年12月三田市議会定例会に上程しています。学童保育関係者への一時金の支給については、いただいたご意見を踏まえ、国・県の動向及び新型コロナウイルスの感染状況等を注視しながら、必要に応じて要望を伝えさせていただきます。

#### <問い合わせ>

経営管理部行政管理室総務課（TEL 079-559-5035）

※回答させていただいた内容に質問等がございましたらご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。